

事 務 連 絡
平成20年1月21日

都 道 府 県
各 指 定 都 市 障害児施設等関係主管課御中
児童相談所設置市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

障害児施設医療及び療養介護医療に係る事務処理について

平素より、障害福祉行政の推進に格別の御理解、御協力を頂き厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、H18.11.6付事務連絡を发出しているところですが、このうち「レセプト記入例(事例2 生保適用の場合)」に関して、別添の通り修正及び補足の上、標準参考例をお示しいたしますので、御了知の上、適切にお取り扱いいただくと共に、管内市町村及び関係機関等へ御周知いただくようよろしくお取り計らい願います。

なお、本件に関しましては、社会保険診療報酬支払基金及び社会・援護局保護課医療係と協議済であることを申し添えます。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
障害児支援係 松尾・石田
TEL: 03-5253-1111 (内線: 3037)
FAX: 03-3591-8914

1. 生保適用の場合(修正版) 参考例 79番

診療報酬明細書 (医科入院) [略図]				1 医科 2 公費 1 単独 1 本入					
市町村		老人受		保険					
公費①	79	公受①							
公費②		公受②							
氏名			特記事項	診療実日数	保		日		
職務上の事由					①	31	日		
				②		日			
				※高額療養費 円					
療養の給付	保険	請求点	決定点	負担金額 円	食事・生活療養	回	請求 円	※決定 円	標準負担額 円
	①	2,011		0		①	93	59,520	
	②				②				

レセプト記載方法

- 「負担金額」欄への記載については、「0」又は「空白」のいずれかの方法によること。
- 「標準負担額」欄については、受給者証に記載されている限度額にかかわらず「健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成8年厚生省告示第203号）」の規定による金額を記載すること。

【事務処理例】

- 医療機関は、79（障害児施設医療）の単独で標準負担額を患者が支払ったものとして、支払基金へレセプト請求すること。
- 医療機関は、14,880円※（160円×3食×31日）を保護担当課（12番：医療扶助）に直接請求すること。
- 医療機関は、24,180円（260円×3食×31日）から14,880円を差し引いた9,300円を障害福祉担当課（79番：障害児施設医療）に直接請求すること。

※生活保護法（医療扶助）により14,880円を限度として支給される。

2. 生保適用の場合（標準負担額が 14,880 円未満の場合）参考例 79 番

診療報酬明細書（医科入院） [略図]				1 医科 2 公費 2 2 併 1 本入						
市町村		老人受		保険						
公費①	79	公受①								
公費②	12	公受②								
氏名			特記事項	診療実日数	保		日			
	職務上の事由				①	31	日			
				②			日			
				※高額療養費 円						
療養の給付	保険	請求点	決定点	負担金額 円	食事・生活療養	保険	回	請求 円	※決定 円	標準負担額 円
	①	2,011		0		①	40	25,600		10,400
	②					②	40	25,600		10,400

記載を省略しても差し支えない。

レセプト記載方法

- 「負担金額」欄への記載については、「0」又は「空白」のいずれかの方法によること。
- 「標準負担額」欄については、受給者証に記載されている限度額にかかわらず「健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成8年厚生省告示第203号）」の規定による金額を記載すること。

◎食事療養に係る標準負担額が 14,880 円未満であれば、79 と 12 との併用でレセプト請求可能。